

## 綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市内の民設放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の保育料(以下「保育料」という。)に関し、生活困窮家庭等の児童の保護者にかかる負担を軽減するための助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象となる者は、放課後児童クラブを利用する児童の保護者で、別表に規定する要件(以下「要件」という。)のいずれかを満たす者とする。ただし、綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者は、除くものとする。

(交付対象期間)

第3条 助成金の交付対象となる期間は、放課後児童クラブ利用開始月から年度末までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、要件ごとの助成額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付申請書(第1号様式)のほか、要件を満たすことを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、必要な調査を行って助成金の交付の可否を決定し、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の代理受領)

第7条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、その交付に係る助成金の受領の権限を代理受領に関する委任契約(第3号様式)により、放課後児童クラブ事業者に委任することができる。

2 放課後児童クラブ事業者は、前項の委任を承諾するときは、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金の交付に係る代理受領申出書(第4号様式)に前項の委任契約を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、7月、10月、1月及び4月を基準月とし、それぞれ基準月の前月までを市長の定める様式により請求するものとする。

2 前条の規定により、代理受領の申出を行った放課後児童クラブ事業者は、助成対象となる児童氏名、保護者氏名、利用期間、保育料等を記載した利用状況を任意様式により市に報告しなければならない。

(届出)

第9条 第6条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 放課後児童クラブの利用を中止するとき。

(2) 要件に変更が生じたとき。

( 廃止又は変更 )

第10条 市長は、前条の届出があったとき、又はその事実が判明したときは、助成金の交付決定を廃止し、又はその内容を変更するとともに、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付決定変更・廃止通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

2 前項の場合において、助成金の額に変更があったときは、当該変更後の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月から適用する。

(1) 助成金の額が増加する場合 当該変更の事由が発生した日の属する月

(2) 助成金の額が減少する場合 当該変更の事由が発生した日の属する月の翌月

( 助成金の返還等 )

第11条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が申請書類に虚偽の記載をしたとき、その他不正に助成金の交付を受けたものと認めるとき、又は前条の規定により変更又は廃止の決定を受けた場合は、助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

( その他 )

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年3月3日から適用する。

( 経過措置 )

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、令和2年5月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

( 経過措置 )

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料等に係る減免について適用し、同月前の月分の保育料等に係る減免については、なお従前の例による。この場合において、同項中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法」とする。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第2条、第4条、第5条及び第9条関係）

要件	助成額
<p>(1) 1世帯につき2人以上の児童が、公設又は民設の放課後児童クラブに入所している場合</p>	<p>最も学年の高い児童（最も学年の高い児童が2人以上いる場合は、いずれか1人とする。）を除く、民設の放課後児童クラブに入所する児童に係る保育料の額の2分の1の額 ただし、低学年については上限6,500円、高学年については上限5,000円</p>
<p>(2) 児童の属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に該当し、就業していない世帯で、昼間家庭において、児童の健全な育成を行うことが困難な場合</p>	<p>保育料の全額 ただし、低学年については上限13,000円、高学年については上限10,000円</p>
<p>(3) 児童の属する世帯が、当該年度分（4月から8月までの保育料にあっては前年度分）の市民税非課税世帯に該当する場合</p>	
<p>(4) 児童の属する世帯が、失業、疾病等により収入が全く得られなくなり、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合</p>	<p>保育料の2分の1の額から全額の範囲内において、その世帯の事情に応じて市長が定める額 ただし、上限については上記(1)～(3)の要件ごとに示される助成の上限額を適用する。</p>
<p>(5) 児童の属する世帯が、災害等やむを得ない事情により、その世帯の生活が著しく困窮していると認められる場合</p>	

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金の交付を受けたいので、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、市が市民税の課税の有無について、課税台帳により確認すること、また、当該児童の放課後児童クラブ利用状況を確認されることについて同意します。

所属クラブ名	クラブ	
入所児童氏名 及び学年	氏名	第 学年
	氏名	第 学年
	氏名	第 学年
支払保育料	氏名	円（月額）
	氏名	円（月額）
	氏名	円（月額）
助成期間	年 月 日から 年 月 日まで	
申請理由 （該当する番号に をしてください）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1．兄弟姉妹で放課後児童クラブに入所しているため</li> <li>2．生活保護受給世帯で、就業していない世帯のため</li> <li>3．市民税非課税世帯のため</li> <li>4．児童の属する世帯が、失業、疾病等により収入が全く得られなくなり、その世帯の生活が著しく困窮しているため</li> <li>5．児童の属する世帯が、災害等やむを得ない事情により、その世帯の生活が著しく困窮しているため</li> </ol>	

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金の交付については、次のとおり決定しましたので通知いたします。

児童氏名及び 児童の学年	氏名 氏名 氏名	第 第 第	学年 学年 学年
所 ク ラ ブ 属 名	クラブ		
決 定 区 分	承認	却下	
助 成 す る 保 育 料	氏名 氏名 氏名	円 円 円	
助 成 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
却 下 理 由			
備 考			

第3号様式（第7条関係）

代理受領に関する委任契約

住 所

受任者 名 称

代表者

私は、綾瀬市から交付される綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金の受領の権限を、上記の者に委任します。

年 月 日

住 所

委任者

氏 名

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金の交付に係る代理受領申出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所  
申出者 名称  
代表者

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付要綱に基づき、民設放課後児童クラブ保育料助成金の交付に係る代理受領の取扱いをすることにしたので、申出いたします。

なお、代理受領により知り得た個人情報については、第三者に開示、又は漏えいしないことといたします。

また、綾瀬市から支給される民設放課後児童クラブ保育料助成金は、次の金融機関の口座に振込みをお願いします。

【振込先】

金融機関名		本・支店名	
預金種類 (該当預金に )	1.普通預金 2.当座預金	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

第5号様式（第10条関係）

綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付決定変更・廃止通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日 付けで交付決定した民設放課後児童クラブの保育料に係る助成金については、綾瀬市民設放課後児童クラブ保育料助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり（変更・廃止）したので通知します。

- 1 対象児童名
- 2 変更・廃止日 年 月 日
- 3 （変更の場合）変更の内容
- 4 変更・廃止の理由
- 5 その他